

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機  
（394））

2. 日時：令和3年3月22日 9時30分～10時45分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長（電源土木）他9名

5. 要旨

（1）中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「4条 地震による損傷の防止」及び「5条 津波による損傷の防止」について、3月19日提出資料に基づき説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波による損傷の防止について（第5条）】

津波監視カメラの復旧中（1日程度）に基準津波が発生する可能性について、具体的な数値を用いて説明すること。

（3）中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

関係資料：なし